年分　# 農業所得収支計算月別集計表

（裏面の説明などを参考にしてください。）　**◆収支内訳書への転記番号・記号**

科目 ＼ 月別			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	合計	
収入	①	販売金額（農協）														①	販売金額（農協）
		販売金額（農協以外）															販売金額（農協以外）
	②	家事消費 事業消費														②	家事消費 事業消費
	③	雑収入														③	雑収入
	収入合計															収入合計	
経費	⑧	雇人費														⑧	雇人費
	⑨	小作料・賃借料														⑨	小作料・賃借料
	⑫	利子割引料														⑫	利子割引料
	イ	租税公課 固定資産税（農地・納屋等）														イ	租税公課 固定資産税（農地・納屋等）
		租税公課 その他															租税公課 その他
	ロ	種苗費														ロ	種苗費
	ハ	素畜費														ハ	素畜費
	ニ	肥料費														ニ	肥料費
	ホ	飼料費														ホ	飼料費
	ヘ	農具費														ヘ	農具費
	ト	農薬衛生費														ト	農薬衛生費
	チ	諸材料費														チ	諸材料費
	リ	修繕費														リ	修繕費
	ヌ	動力光熱費 電気料 動力														ヌ	動力光熱費 電気料 動力
		動力光熱費 電気料 一般															動力光熱費 電気料 一般
		動力光熱費 水道代															動力光熱費 水道代
		動力光熱費 ガソリン															動力光熱費 ガソリン
		動力光熱費 軽油・灯油															動力光熱費 軽油・灯油
		動力光熱費 混合油・オイル															動力光熱費 混合油・オイル
	ル	作業用衣料費														ル	作業用衣料費
	ヲ	農業共済掛金														ヲ	農業共済掛金
	ワ	荷造運賃手数料														ワ	荷造運賃手数料
	カ	土地改良費														カ	土地改良費
	ヨ															ヨ	
	タ															タ	
	レ															レ	
	ソ															ソ	
	ツ	雑費														ツ	雑費
	経費合計															経費合計	

収支差引計

（減価償却費は除く）

【注意】1　経費の科目が分からないものは、経費欄の空欄や雑費に計上してください。雑費の内訳が分かるようにしてください。
2　農業用の建物・車両・農機具などで取得価額が１０万円以上のものは『減価償却費』として必要経費に算入できますので、契約書や領収書などを申告会場へお持ちください。
3　生活費分は農業の経費になりません。農業用、生活用の両方に関係する経費は、合理的に計算して生活費分を除いてください。
4　肉用牛がある場合は、米や野菜などとは別の用紙に記入されるか、同じ用紙に記入される場合は、２段書きなどして区別してください。

農業所得の収入と経費の説明や注意点

収入	①	販売金額		農協などへの米や野菜、花などの販売金額、自主流通米の精算金、米や野菜、花などの個人や業者への販売分、市（いち）などへの出荷売上金額、農協以外へ販売したものの代金、くず米、もち米、家族名義などの販売分、預貯金通帳などへの振込入金分などを計上する。
	②	家事消費 事業消費		家事消費分（保有米、縁故米、野菜）や現物支給による米の事業消費分を計上する。
	③	雑収入		農作業の受託収入（粗起こし、田植え、刈取りなど）、共済金、敷地料（電話会社や電力会社など）、中山間交付金の収入、農業関係の交付金・補償金・補助金などを計上する。
経費	⑧	雇人費		農作業にかかる現金支払分や現物支給分を計上する。自分の作業代や家族に支払ったものは含まない。
	⑨	小作料・賃借料		小作料、機械借料、ライスセンターやカントリーエレベーターの利用料、米など現物支給したものを計上する。
	⑫	利子割引料		農業用の借入金の支払利息などを計上する。元金や農業以外のものは含まない。
	イ	租税公課	固定資産税（農地・納屋等）	農地（田んぼや畑など）や納屋などの農業分を計上する。住居部分は除く。固定資産税の明細書をお持ちください。
			その他	軽自動車税、部会費、水利費などを計上する。所得税、住民税、国保税、国民年金保険料などは含まない。
	ロ	種苗費		米や野菜、花などの種、苗、苗木などの購入代を計上する。
	ハ	素畜費		子牛やにわとりなどの購入代、購入のための諸費用などを計上する。
	ニ	肥料費		化学肥料やたい肥などの購入代を計上する。
	ホ	飼料費		子牛やにわとりなどの飼料代を計上する。
	ヘ	農具費		取得価額が１０万円未満の農具代を計上する。取得価額が１０万円以上のものは減価償却費です。
	ト	農薬衛生費		農薬や除草剤などの購入代を計上する。
	チ	諸材料費		生産資材（ビニール、縄、支柱など）の購入代を計上する。生活費分は除く。
	リ	修繕費		農業分の施設、農機具やトラックなどの修理代、農業分の車検代などを計上する。農業に関係ない住宅の修繕や車検代などは含まない。
	ヌ	動力光熱費	電気料	動力
				一般
			水道代	農業分の電気代、水道代、ガソリン代、軽油代、灯油代、混合油代、オイル代を計上する。また、これらの動力光熱費のうち、生活費分は除く。
			ガソリン	
			軽油・灯油	
			混合油・オイル	
	ル	作業用衣料費		農作業などに必要な衣類、帽子、長靴、手袋などの購入代を計上する。生活用の衣料代などは含まない。
	ヲ	農業共済掛金		水稲、農業施設に対する共済掛金を計上する。生命保険の掛金、ＪＡ建更の積立部分は除く。
	ワ	荷造運賃手数料		出荷用資材（米袋など）の費用、農協や市場などの運賃・手数料などを計上する。
	カ	土地改良費		土地改良費のうち、必要経費分だけを計上する。
	ヨ			上記のイ～カにあてはまらないもの（例：中山間交付金の経費など）をヨ～ソに計上する。
	タ			
	レ			
	ソ			
	ツ	雑費		上記以外で農業に関する経費を計上する。雑費の内訳がわかるようにする。生活費分は農業の経費になりません。

家事消費･事業消費の内訳

■家事消費の米分と野菜分は次の計算により計上してください。

１．米の家事消費（保有米、縁故米）について

保有米、縁故米の袋数Ⓐ＿＿＿＿＿袋×１袋当たりの販売単価Ⓑ＿＿＿＿＿円

Ⓐ×Ⓑ＝米の年間の家事消費の金額＿＿＿＿＿＿＿＿円　【Ｒ】

【注意】
米の家事消費の金額【Ｒ】と野菜の家事消費の金額【Ｖ】を反対面の収入欄の【②家事消費欄の小計】に転記してください。

◆米の収穫量等

○年間の米の収穫量　＿＿＿＿＿袋

内訳
- ・農協へ販売した量　＿＿＿＿＿袋
- ・農協以外へ販売した量　＿＿＿＿＿袋
- ・保有米、縁故米　＿＿＿＿＿袋Ⓐ
- ・事業消費分　＿＿＿＿＿袋

◆米の家事消費の計算方法

・米の販売金額（農協以外への販売分も含む）

（ア）＿＿＿＿＿＿＿＿円

・米の販売数量（農協以外への販売分も含む）

（イ）＿＿＿＿＿＿＿＿袋

・１袋当たりの販売単価

（ア）÷（イ）＿＿＿＿＿＿＿＿円Ⓑ

２．野菜の家事消費について

１人当たりの野菜の消費金額（年間）Ⓒ＿＿＿＿＿円×消費合計人数Ⓓ＿＿＿人

Ⓒ×Ⓓ＝野菜の年間の家事消費の金額＿＿＿＿＿＿＿＿円　【Ｖ】

◆野菜の家事消費の計算方法

・１人当たりの消費金額（年間）

＿＿＿＿＿＿円　Ⓒ

世帯構成　消費実人員

大人　＿＿＿＿＿人

こども　＿＿＿＿＿人

合計　＿＿＿＿＿人　Ⓓ

■次のような収入は、農業所得ではありませんので申告の際は注意してください。
●農協への出資に対する配当金は「配当収入」になります。
●農業委員手当、農協や共済組合の協力委員手当などは「給与収入」になります。